

市第14号議案

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 条第 1 項」を「第 2 条第 1 項ただし書」に改める。
。

第 3 条の 2 の見出し中「人事院規則で定める期間を基準として」を削る。

第 8 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員」を「を考慮して市長が定める非常勤職員」に改め、「並びに同法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める職員」を削る。

第 9 条の見出しを「（第 1 号部分休業の承認）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 9 条第 2 項中「前項」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 号部分休業」に改め、「5 時間45分（」の次に「地方公務員法第22条の 2 第 1 項の」を加え、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 9 条の 2 育児休業法第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間（請求に係る勤務時間が 1 時間を超える場合は、15分）を単位として行うものとする。

2 第 2 号部分休業の請求がその残時間数の全てに係るものである場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該残時間数について第 2 号部分休業の承認をすることができる。

（育児休業法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 9 条の 3 育児休業法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。

（育児休業法第19条第 2 項第 2 号の条例で定める時間）

第 9 条の 4 育児休業法第19条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第 9 条の 5 育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居した

ことその他の同条第 2 項の規定による申出をした時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条中「が」の次に「育児休業法第19条第 1 項に規定する」を加える。

第11条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第11条 育児休業法第19条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第 3 項の規定による変更をしたこととする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年 9 月横浜市条例第26号）附則第13項又は第14項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）とみなして、この条例による改正後の横浜市職員の育児休業等に関する条例（以下「新条例」という。）第 8 条並びに第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。
- 3 この条例の施行の日から令和 8 年 3 月31日までの間における地

方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項に規定する部分休業の請求をする職員に対する新条例第 9 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により拡充された部分休業制度に関し必要な事項を定める等のため、横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情）

第 3 条 育児休業法 第 2 条第 1 項ただし書 の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（第 1 号から第 7 号まで省略）

（育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の 人事院規則で定める期間を基準として 条例で定める期間）

第 3 条の 2 （本文省略）

（部分休業を請求することができない職員）

第 8 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（第 1 号省略）

- (2) 勤務日の日数 を考慮して市長が定める非常勤職員及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員 以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）並 びに同法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める職員 を除く。）

（第 1 号部分休業の承認）
（部分休業の承認）

第 9 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業を同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにあつて、30 分を単位として行うものとする。

2 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）以外の職員に対する第 1 号部分休業の承認については前項、1 日につき、2 時間（育児時間（横浜市一般職職員の休暇に関する条例第 4 条第 1 項第 13 号に規定する育児時間又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定による育児時間をいう。以下同じ。）又は同条例第 5 条の 2 第 1 項に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない職員については、2 時間から当該育児時間又は当該介護時間若しくは当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第 1 号部分休業
第 1 項の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員にあっては、5 時間 30 分）を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第 2 号部分休業の承認）

第 9 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間（請求に係る勤務時間が 1 時間を超え

る場合は、15分）を単位として行うものとする。

2 第2号部分休業の請求がその残時間数の全てに係るものである場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該残時間数について第2号部分休業の承認をすることができる。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出をした時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第10条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、横

浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号）第 19 条又は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 10 月横浜市条例第 24 号）第 13 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第 11 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 7 条の 6 の規定は、部分休業について準用する。
条第 2 項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第 19 条第 3 項の規定による変更をしたこととする。